

新たな食品循環資源の再生利用等実施率の目標について

基本方針に規定

業種別の全体の目標値

業種別再生利用等実施率目標(重量ベース)

平成24年度までに、業種別下記実施率目標を達成することを目標とする。

食品製造業 85% (81%) 食品小売業 45% (31%)
 食品卸売業 70% (61%) 外食産業 40% (21%) ()内はH17年度統計実績。

目標値は、個々の事業者の取組が計画どおり進んだ場合に、達成される水準として設定。

基本方針に定められた目標値を達成するため、食品関連事業者は以下の措置を講じる。

判断基準省令に規定

食品関連事業者が達成すべき目標値

食品関連事業者ごとの発生抑制目標

発生原単位が、主務大臣が定める期間ごとに、主務大臣が定める業種・業態ごとの基準発生原単位を下回ること。

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量}}{\text{売上高・製造数量等}}$$

分母は、食品廃棄物等発生量と密接な関係を有する数値を想定。

食品関連事業者ごとの再生利用等実施率目標

食品関連事業者の再生利用等実施率が、毎年度、食品関連事業者ごとに設定された当年度の基準実施率を上回ること。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{再生利用の実施量} + \text{熱回収の実施量} \times 0.95() + \text{減量実施量}}{\text{当年度における発生抑制の実施量} + \text{発生量}}$$

熱回収の実施量については、熱回収省令に定める「熱回収の基準」を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)
 (但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

増加ポイント(A) =

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算する。

1 食品循環資源の再生利用等実施率算定手順

STEP 1 平成19年度の食品循環資源の再生利用等実施率を下記計算により算出します。

$$\text{平成19年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成19年度(再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 \text{ () + 減量量)}}{\text{平成19年度発生量}}$$

熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

平成19年度再生利用等実施率が20%未満の場合は、これを20%とします。

STEP 2 平成19年度の食品循環資源の再生利用等実施率(実績)を用いて、各食品関連事業者の目標となる基準実施率を算出します。

基準実施率 = 前年度の基準実施率 + 前年度基準実施率に応じた増加ポイント(A)
(但し、平成19年度の基準実施率は、平成19年度再生利用等実施率(実績)とする。)

増加ポイント(A) =	前年度の基準実施率区分	増加ポイント
	20%以上50%未満	2%
	50%以上80%未満	1%
	80%以上	維持向上

(例) A事業者

STEP1で算出した平成19年度再生利用等実施率(実績)が45%の場合、

基準 実施 率	平成20年度	45% + 2%	= 47%
	平成21年度	47% + 2%	= 49%
	平成22年度	49% + 2%	= 51%
	平成23年度	51% + 1%	= 52%
	平成24年度	52% + 1%	= 53%

この基準実施率が、A事業者の目標となります。

A事業者は、毎年度、当該年度の基準実施率を上回る取組を行う必要があります。

STEP 3 各食品関連事業者は、毎年度、基準実施率の達成状況を下記計算式により確認します。

$$\text{当該年度食品循環資源の再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度(発生抑制量 + 再生利用量 + 熱回収量} \times 0.95 \text{ () + 減量量)}}{\text{当該年度(発生量 + 発生抑制量)}}$$

熱回収量については、熱回収省令に定める『熱回収の基準』を満たす場合のみ算入可能。

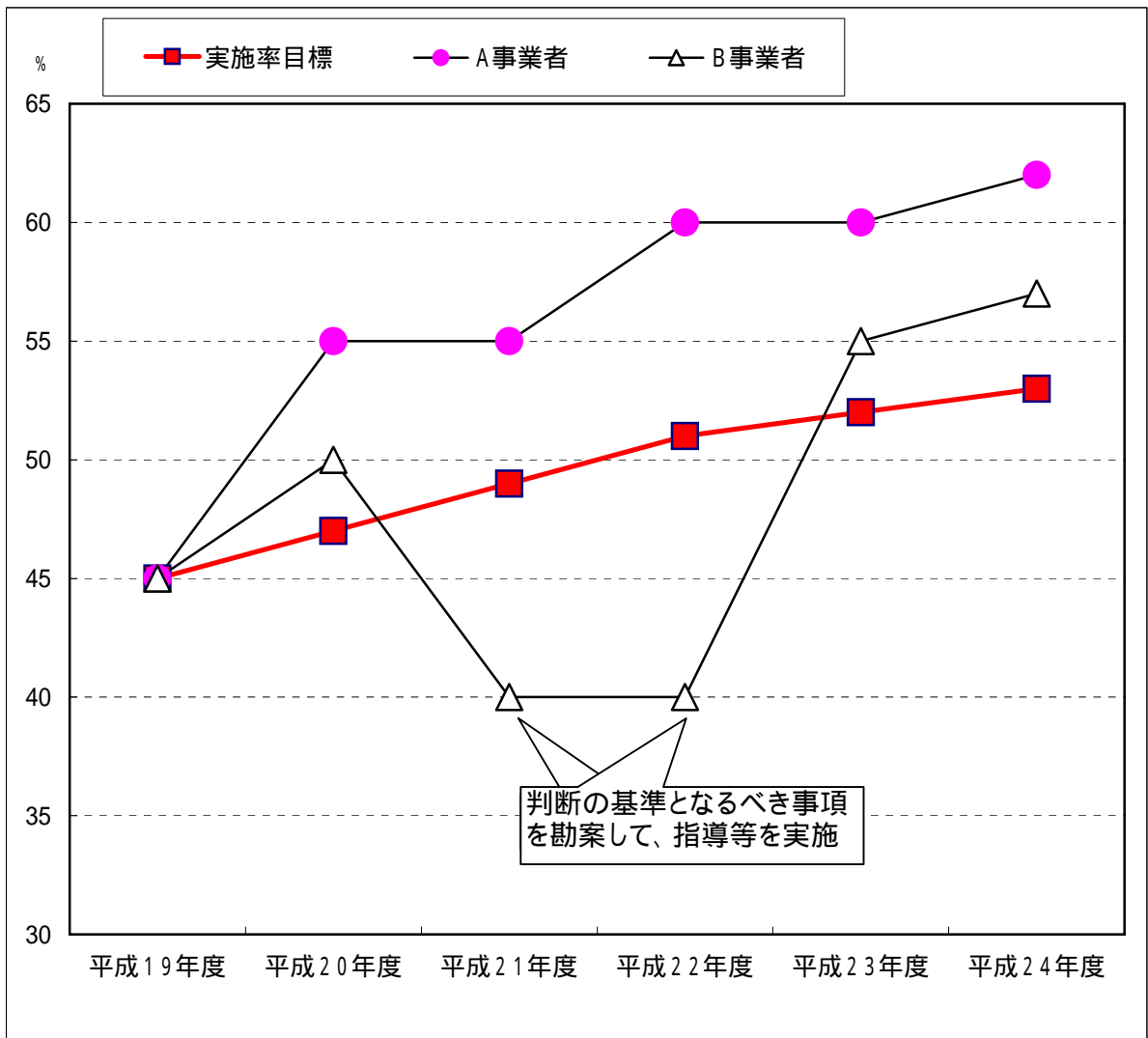
また、食品廃棄物の残さ(灰分に相当)率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮し、0.95を乗じる。

2 食品循環資源の再生利用等実施率目標運用イメージ

増加ポイント =

基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

	基準年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	増加率 (24年度 - 19年度)
実施率目標	45	47	49	51	52	53	8
A事業者	45	55	55	60	60	62	17
B事業者	45	50	40	40	55	57	12



3 再生利用等の実施率算定における用語解説

用語解説

発生量：当該年度中に発生した食品廃棄物等の量(+ + + +)

発生抑制量：平成19年度発生原単位から当該年度発生原単位を減じた値に、当該年度の発生量と密接に関係を有する数値で乗じた量

再生利用量：当該年度中に再生利用過程に投入された食品循環資源の量

熱回収：当該年度中に熱回収に投入された食品循環資源の量

減量量：当該年度中に減量の効果として減少した食品廃棄物等の量

再生利用等：当該年度中に再生利用等以外の過程に投入された食品循環資源の量以外の量

処分量：当該年度中に廃棄物として処分された食品廃棄物等の量

【補足】 発生抑制量：発生抑制量の算出は以下のとおり。

$$\left. \begin{array}{l} \cdot A = \text{発生量} \\ \cdot B = \text{発生量と密接な関係を有する数値(売上高、製造数量等)} \end{array} \right\} \text{発生原単位} = \frac{A}{B}$$

$$\text{発生抑制量} = \left(\begin{array}{cc} \text{平成19年度} & \text{当該年度} \\ \text{発生原単位} & \text{発生原単位} \end{array} \right) \times \text{当該年度} B$$

発生抑制量の算出については、

新たな再生利用等実施率目標において、法の施行年度である平成19年度を基準として毎年度取り組むべき目標を算出していくこと
各食品関連事業者がそれぞれの方法で行っていた算出方法を今後統一していく必要があること
新たな政省令及び基本方針への施行が平成19年12月であることから、新制度に対応する適正なデータがとれる最も早い年度を考慮する必要があることから、平成19年度を比較年度とする。

算出した発生抑制量が「マイナス」の場合は、発生抑制量は「ゼロ」となります。